2015.10.改

自動車総合共済

MAP

Mutual Automobile Policy

営利ではなく、相互の扶け合いを目的に。

全日本火災共済協同組合連合会

MAPの補償内容

相手方への賠償

基本の補償

対人 賠償責任共済

共済金額は無制限をおすすめします。

自動車事故により、他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険を超える部分について共済金をお支払いします。

対人賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者の性別・年齢	被害態様
3億8,281万円	名古屋地裁	男性・29歳	後遺症
3億7,886万円	大阪地裁	男性・23歳	後遺症

自損事故：単独の自動車事故により、ご契約の車に乗車中の方が負傷したとき。
無共済車傷害：無共済車にぶつけられ、死亡または後遺障害を被り、充分な賠償を受けられないとき。

対物 賠償責任共済

共済金額は無制限をおすすめします。

自動車事故により、相手の車など他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。

対物賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害態様
1億3,580万円	東京地裁	店舗（パチンコ店）、営業損害等
1億2,036万円	福岡地裁	電車・線路・家屋

搭乗者 傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方が死傷したり、後遺障害を被られた場合に、ご契約した共済金額に基づき共済金をお支払いします。

医療共済金 部位・症状別払

スピーディーな医療共済金のお支払いが可能です。

入通院日数が5日以上になった場合に、傷害の部位・症状に応じた医療共済金を当会の定めた金額（定額）でお支払いします。なお、入通院日数が4日以内の場合を含め、医師の治療を要した場合は一律1万円をお支払いします。

事故発生 → 入院・通院（5日以上） → 部位・症状確定 → 共済金のお支払い

※その他日数払もございます。

4つのプランを用意しています。

	対人	対物	搭乗者		対人	対物	搭乗者
Aプラン	無制限	500万円	1,000万円	Cプラン	無制限	3,000万円	1,000万円
Bプラン	無制限	1,000万円	1,000万円	Dプラン	無制限	無制限	1,000万円

ご自身や搭乗者の補償

オプション

人身傷害 補償特約

追加共済掛金にて補償されます。
二輪、原付、農耕作業用自動車は対象外

ご自身の過失分も含めて全額補償されます。

被共済者が自動車事故で死傷した際の損害を、ご自身の過失の有無にかかわらず、当会がご自身の過失分を含めて補償します。

例 事故でご自身と相手の過失割合が40:60の場合で、ご自身の総損害額が5,000万円であった場合。

人身傷害補償特約がなければ	人身傷害補償特約があれば
ご自身の過失（40%） 2,000万円 補償なし	ご自身の過失 相手の過失 5,000万円 まとめて補償（ご契約の共済金額が5,000万円以上の場合）
相手の過失（60%） 3,000万円 相手からの賠償	

※乗車される方の年齢、収入、被扶養者の人数などを考慮のうえ、十分な補償金額でご契約ください。

面倒な交渉は不要です。

当会がすべてまとめて補償しますので、相手方との面倒な交渉にわずらわされることがありません。

「人身被害特別費用共済金」を別枠でお支払いします。

死亡特別費用共済金…100万円
記名被共済者やご家族の方が自動車事故で死亡された場合、1名につきお支払いします。

育英費用支援共済金…100万円
記名被共済者やご家族の方が自動車事故で死亡、または所定の後遺障害が生じ、かつ、事故日現在18歳未満の子がいる場合には、子1名につきお支払いします。

示談の成立を待たずに共済金をお支払い

ご自身 →1.共済金の請求→ 当会 →3.請求→ 相手方
ご自身 ←2.共済金のお支払い← 当会

お車の補償

オプション

車両共済

追加共済掛金にて補償されます。

2つのタイプからお選びいただけます。

ご契約のお車の損害および、その他費用に対する補償です。

一般車両共済
車対車+A

(注)相手自動車等の確認が必要

さらに安心！ 自己負担額がゼロ… 事故の際の自己負担額（免責金額）がゼロになる契約方式をご用意しております。

充実した特約

追加共済掛金にて補償されます。

荷物補償特約

ご契約のお車に事故または盗難によって損害が生じ、かつ、お荷物や身の回り品に損害を被った場合、共済金をお支払します。

弁護士特約

もらい事故などで被害にあった場合、弁護士等(※)への依頼費用、訴訟費用、仲裁・和解もしくは調停に要した費用をお支払いします。

※司法書士・行政書士を含みます。

支払限度 300万円

追加共済掛金 2,400円

（別途、法律相談費用として、一事故につき10万円を限度にお支払いします）

対物事故見舞金5万円特約

独自制度

対物事故見舞金の限度額を5万円とすることができます。

追加共済掛金 1,000円

対物差額修理費用特約

事故の相手車の修理費が時価を超えた場合、その差額を過失割合に応じてお支払いします（50万円限度）。

※相手の車が6か月以内に修理された場合に限ります。

例 ご自身の過失割合が100%の場合

相手自動車の修理代 50万円

時価額 30万円 / 差額 20万円

修理代 まとめて補償50万円

対物賠償事故の場合、相手自動車の時価額を超える修理代は対物賠償共済では補償されません。つまり、修理代が50万円であっても時価額が30万円しかなければ、対物賠償共済金では30万円しかお支払いできません。

代車費用特約 / 走行不能臨時費用特約 / ファミリーバイク特約

見舞金制度

独自制度

対人事故見舞金（対人賠償に自動付帯）

対人事故により損害賠償責任がある場合、被害者1名につき以下の金額を支払います。お見舞金としてお支払いしますので、翌年の等級はダウンしません。
（1）死亡：10万円　（2）治療：2万円

対物事故見舞金（対物賠償の免責金額が「0」の契約に自動付帯）

対物事故による損害が3万円以下（見舞金5万特約付帯の場合は5万円以下）の場合、お見舞金としてお支払いしますので、翌年の等級はダウンしません。

対象車種 ●自家用乗用車（普通・小型・軽四輪） ●自家用貨物車（普通・小型・軽四輪） ●特種用途自動車（キャンピング車）

自動車共済はシンプルでわかり易く、納得の共済掛金

長期優良割引（3%）

以下のいずれにも該当する場合に適用。
①ノンフリート契約
②始期日より過去1年間20等級かつ、無事故

ご予約割引（5%）

独自制度

1ヶ月以上前にご契約またはご予約した場合に適用。ただし、ノンフリートは6F、7F、8等級～20等級、フリートはメリット料率が適用される新規契約が対象（前契約が他社のものに限ります）。

ゴールド免許割引（3%）

以下の全てに該当する場合に適用。
①契約始期日において、記名被共済者の免許証の帯色がゴールド。
②記名被共済者が個人であるノンフリート契約で、6等級（C、E、F、G）、7等級（C、E、F、G）、または8等級～20等級。
③「26歳以上補償」、「30歳以上補償」または「35歳以上補償」のいずれかが適用。
④用途・車種が自家用乗用車（普通、小型、軽四輪）。

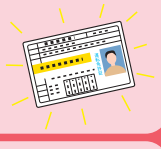

会社・従業員一括割引

独自制度

●いっしょ割引（従業員契約対象）
従業員の契約台数により以下の割引を適用
10台～99台=5%割引　100台以上=10%割引
●両得割引3%（会社契約対象）
いっしょ割引の適用がある場合、勤務先の契約に割引適用
●まとめておトク割引5%（従業員契約対象）
いっしょ割引の適用契約の始期終期を全てまとめた場合、割引適用
※割引適用のため事前に会社からの申請及び登録が必要になります。

運転者年齢条件特約

自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪および原動機付自転車については、運転される方の年齢により、次のいずれかの条件でご契約ください。

35歳以上補償　30歳以上補償　26歳以上補償　21歳以上補償　年齢を問わず補償

※次の①～④のいずれかに該当し、かつ、運転者年齢条件に該当しない方が運転中の事故については、共済金をお支払できませんので、ご注意ください。
①記名被共済者　②記名被共済者の配偶者
③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
④①～③に該当する方の業務（注）に従事中の使用人　（注）家事を除きます。
上記①～④に該当しない方が運転中の事故については、年齢条件に関係なく、共済金をお支払します（個人契約の場合）。
※原動機付自転車で対象となるのは、「21歳以上補償」と「年齢を問わず補償」だけになります。

ノンフリート等級別料率制度

等級別料率制度
ご契約台数が9台以下の契約では、1等級から20等級までのノンフリート等級区分により保険料が割増・割引されるノンフリート等級別料率制度が適用されます。ご契約いただき、1年間無事故の場合は、翌年のご契約の等級は1等級アップし、その等級に応じた割増・割引が適用されます。事故があった場合は1件につき3等級ダウンします。
○他社より当会へ契約を切替えられても、ノンフリート等級（割増・割引）は継承されます。
○お車の廃車・譲渡や海外赴任等によりご契約を中断される場合でも、中断前に適用されていたノンフリート等級を継承できる「中断制度」があります（別途、「中断証明書」の発行が必要です）。詳しくは取扱組合または取扱代理所にお問い合わせください。

新車割引

ご契約のお車が、初度登録年月の翌月から起算して25ヶ月以内であり、かつ、自家用乗用車（普通・小型）である場合に適用。割引率は、対人・対物・搭乗者・自損事故・人身傷害が9%、車両共済は5%。

運転者家族限定割引（3%）

運転者を「記名被共済者とその配偶者」および「同居の親族または別居の未婚の子」に限定された場合に適用。ただし、自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車（小型・軽四輪）および特種用途自動車（キャンピング車）で、記名被共済者が個人の場合に限ります。

多数割引（5%）

●ノンフリート多数割引
3台以上を1契約とし、全ての車の始期、終期が同一であり、記名被共済者がご本人またはご家族であること（法人の場合には同一法人）。
●フリート多数割引
1契約で10台以上のフリート契約が対象。

セカンドカー割引

新たに2台目以降の契約をする場合適用となります（詳しくは下記の「複数所有契約者の新規取得自動車に対する優遇制度」をご参照下さい）。

福祉関連割引

独自制度

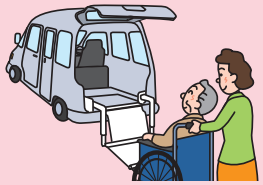

福祉施設割引（10%）
記名被共済者が社会福祉法人や介護保険指定事業者等の場合に適用。

福祉施設職員割引（5%）
記名被共済者が社会福祉法人等にお勤めの場合に適用。

福祉車両割引（3%）
消費税非課税措置の対象となる、障害者や高齢者等のための福祉車両の場合に適用。

障害者割引（10%）
記名被共済者、配偶者および同居の親族のどなたかが、障害者の認定を受けている場合に適用。

ノンフリート等級別割引・割増制度

優良ドライバーに有利な20等級制度を採用。

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10
割引割増（%）	+80	+40	+30	0	−10	−10	−20	−30	−40	−40
等級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引割増（%）	−45	−50	−50	−55	−55	−60	−60	−60	−60	−60

新規加入の場合

6（A）:「年齢問わず補償」……30%割増　6（G）:「35歳以上補償」……割増引なし
6（B）:「21歳以上補償」……10%割増　6（D）:「年齢条件のない車種」…割増引なし
6（C）:「26歳以上補償」……割増引なし　6（F）:前契約がある場合
6（E）:「30歳以上補償」……割増引なし

すでに11等級以上のご契約がある場合、新たな2台目以降のご契約は次の様な割増・割引が適用されます。

複数所有契約者の新規取得自動車に対する優遇制度

7（A）:「年齢問わず補償」……10%割増　7（E）:「30歳以上補償」……30%割引
7（B）:「21歳以上補償」……10%割引　7（G）:「35歳以上補償」……30%割引
7（C）:「26歳以上補償」……30%割引　7（D）:「年齢条件のない車種」…30%割引

適用条件
①前契約がない新契約であること。②新契約と他の自動車の記名被共済者および被共済自動車の所有者が、記名被共済者およびその配偶者もしくはどちらかの同居の親族であること。③新契約および他の自動車の被共済自動車が、以下の用途・車種であること。
●自家用自動車（普通・小型・軽四輪）　●特種用途自動車（キャンピング車）
●自家用貨物車（普通・小型・軽四輪・普通0.5トン以下・普通0.5トン超2トン以下）

企業の経営者、従業員、ご家族の皆様にお役にたちます!

他の自動車保険･共済をご検討の皆様にお勧めします。

手頃な掛金でも補償は充実

共済事業は営利を目的としていないので、掛金は割安になっています。しかし、補償内容は充実し、特約も豊富です。また、独自の制度として親切な各種見舞金制度もあります。

◎独自の見舞金制度の特徴

よくある小さな事故であれば、翌年の等級はダウンしません!

（対人事故見舞金・対物事故見舞金）

早くて親身な事故処理サービス

(1) 万一の事故の場合、事故処理の専門家が迅速に相手と対応いたします。
(2) 示談交渉から共済金のお支払まで一人の事故処理担当者が責任をもって対応いたします。
(3) 加害事故では最後まで示談交渉を行います。また、被害を受けた事故の場合は、解決へのアドバイスをいたします。
(4) 小さな車両・対物事故については、面倒な共済金請求書のご提出を省略することもできます。
(5) 共済金請求のための交通事故証明書は、原則として当会が取得するサービスを行なっています。

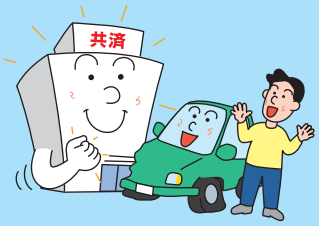

お車の故障やトラブルの時のロードサービス

(1) レッカー急行サービス
(2) 故障時の修理サービス
(3) ガソリン切れの場合の、ガソリンお届けサービス

ご注意：このサービスは、人身傷害補償特約または車両共済を付帯し、ご契約のお車が
自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、
自家用貨物車（小型・軽四輪・普通２トン以下）、
特種用途自動車（キャンピング車）の場合、上記のサービスが無料で受けられます。
（それ以外の場合には、(1) ～ (3) のサービスは有料となります）。

※詳細は「自動車共済ロードサービス」のサービスガイドをご参照下さい。

◎ロードサービス

24時間 365日

健康・医療のご相談も無料でサービス

企業の福利厚生などのヘルプとして、従業員、そのご家族などの健康に関する無料電話相談サービスも好評です。ご利用ください。
(1)健康・医療のご相談　(2)介護のご相談　(3)育児相談
(4)メンタルヘルス(心)のご相談
(5)医療機関の情報提供

※詳細は「ハロー健康クラブ24」の案内をご参照下さい。

◎ハロー健康相談サービス

24時間 365日

型式別料率クラス制度 自家用(普通･小型)乗用車のみ対象となります。

自家用普通乗用車･自家用小型乗用車は、お車の「型式」ごとの事故発生状況などに基づき損害保険料率算出機構が決定した料率クラス(1～9)により共済掛金を算出しています。
料率クラスは、「対人賠償」、「対物賠償」、「人身傷害･搭乗者傷害」、「車両」のそれぞれについて、共済掛金の安い方から「1」、「2」、「3」…、「9」の9段階に設定されています。料率クラスは、その保険成績[注1]に基づき毎年1月1日に見直し[注2]が行われ、上下いずれかに1つ変更となる場合があります。料率クラスが変更されるお車の継続契約については、適用等級や共済金額等の契約内容が変更とならない場合でも共済掛金が変更となります。

注1: 保険成績とは、その型式で支払われた過去3カ年における保険料合計に対する保険金合計の割合である「損害率」のことをいいます。
注2: 料率クラスの設定･見直しは、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された「損害保険料率算出機構」が行っています。

ご契約の際のご注意

①ご加入手続き、共済金のご請求等一連の事務手続きは取扱組合または取扱代理所を通じて当会宛にお願いします。
②ご契約のお申込みまたは変更の際には、確認書類（車検証等）が必要になる場合があります。
③ご契約のお申込みの際は、共済申込書の記載事項について正しくご記入下さい。
④前年度にご契約の保険会社等の事故の有無は、当契約にも引き継がれます。また、事故の有無について、他の保険会社等との確認を行ないます。
⑤万一、告知が事実と異なる場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合共済金をお支払できないことがあります。
⑥ご契約の内容・車種などによっては、お引き受けができない場合もあります。
⑦ ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
「重要事項説明書」には契約の概要（補償内容、補償されない主な免責事項等）また注意喚起情報（ご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項）が記載されています。

ご契約後のご注意

ご契約の住所などを変更する場合、お車を変更（廃車、譲渡、返還し新たな車に入替え）する場合、お車の登録番号を変更する場合などは、直ちに取扱組合または取扱代理所にご通知下さい。ご通知がないと、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合共済金をお支払できないことがあります。

組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認させていただきます。
なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。
また、組合員以外のご契約はお取扱できない場合があります。
詳しくはお問合せ下さい。

共同事業

①当自動車共済については当会と全国自動車共済協同組合連合会（全自共）が共同して事業を行っております。この共同事業により、両者は連帯して共済契約上の責任を負います。
②ご契約申込から共済金のお支払など共済契約上の全ての行為については、当会が行います。
なお、詳しくはお問い合わせ下さい。

クーリングオフについて

この契約は共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象とはなりません。

もし、事故が起こったら

①事故が発生した場合には、事故の状況について、直ちにご契約の取扱組合または取扱代理所にご連絡下さい。
②人身事故および自動車相互の衝突・接触事故の場合は、必ず最寄りの警察へ届出ください。交通事故証明書が必要となります。
③相手方との示談または事故車両を修理する場合は、事前に取扱組合へご通知をいただき承認を得ることが必要です。
①～③の事項に沿えない場合には共済金を減額して支払う場合があります。
④万一の場合は、当会の事故処理の専門家が、相手との交渉から、共済金のお支払まで、ご契約者の身になって親切に、迅速に事故の解決をいたします。
⑤一人の事故処理担当者が最初から最後まで、責任を持って担当します。
⑥加害事故はご契約者に代わって最後まで示談交渉を行います。また、全くの被害事故でもご契約者の立場に立って親切にアドバイスいたします。
⑦原則として車両・対物事故については、面倒な共済金請求書のご提出を省略させていただきます。
⑧交通事故証明書は、ご契約者に代わって当会が取得します。

示談交渉について

①対人・対物賠償事故が起きた場合には、当会は被共済者と相手の方との示談交渉の進め方やその内容についてのご相談、示談書の作成についての援助等、事故解決のためのお手伝いをします。
②被共済者が相手の方から損害賠償の請求を受けたときは、当会は被共済者のお申し出があり、かつ、相手の方の同意が得られれば、被共済者のために被害者との示談交渉をお引き受けします。
（注1）被共済者が正当な理由がなく当会への協力を拒まれた場合等は、当会による示談交渉はできませんのでご注意ください。
（注2）自賠責保険等が締結されていない場合は、当会による示談交渉はできませんのでご注意ください。

共済金をお支払できない主な場合

〈共通〉
○戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって生じた損害
○ご契約のお車を、競技、曲技（練習を含みます）、もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技、試験を行うことを目的とする場所で、救急・消防・事故処理・補修・清掃など以外のために使用することによって生じた損害
○ご契約のお車を、空港内（飛行場およびヘリポートを含みます）で使用している間に生じた損害

〈相手方への賠償〉
○当会以外の者と約定した加重賠償責任により生じた損害
○ご契約者、被共済者の故意によって生じた損害
○台風、洪水によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
○次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被共済者が被った損害（対人賠償責任共済の場合）
・記名被共済者
・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします）又は子
・被共済者の父母、配偶者または子
・被共済者の業務（家事を除きます。以下同様とします）に従事中の使用人
・被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用人（ただし、被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用されている場合に限ります）。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。
○次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合は、それによって被共済者が被った損害（対物賠償責任共済の場合）
・記名被共済者
・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
・被共済者またはその父母、配偶者もしくは子

〈ご自身・搭乗者の補償〉
○被共済者の故意または重大な過失などによってその本人に生じた損害
○極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の者に生じた損害
○被共済者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に乗車中に、その本人に生じた損害
○無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた損害
○被共済者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によって、その本人に生じた損害
○共済金を受け取るべき者の故意などによって生じた損害（その者の受け取るべき金額部分）

〈お車の補償〉
○ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害
○無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害
○詐欺または横領によって生じた損害
○故障損害
○国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
○ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗によって生じた損害
○タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害（タイヤの盗難は除きます）
○法令により自動車に定着又は装備することを禁止されている定着品又は装備品に生じた損害

●取扱組合

●お問い合わせ・お申し込みは（取扱代理所）

非営利の共済事業として、商工会、商工会議所、協同組合、社会福祉団体等、ご信頼のおける募集窓口を通じて普及推進を図っております。
なお、普及にあたっては、勧誘方針、個人情報保護法などを遵守しております。

このパンフレットは、「自動車総合共済約款（MAP）」の概要を記載したものです。詳細については「重要事項説明書」および「自動車総合共済約款」を用意しておりますので、必要に応じ取扱組合または取扱代理所にご請求ください。また、ご不明な点などは取扱組合または取扱代理所にお問い合わせ下さい。

全日本火災共済協同組合連合会　〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2